

八王子市感染症予防計画推進会議開催要綱

(目的)

第1条 「八王子市感染症予防計画」(以下「計画」という。)の策定及び推進に関し、八王子市における感染症予防対策について総合的な見地から検討を行うため、八王子市感染症予防計画推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1)計画の策定及び推進に関すること。
- (2)感染症予防、まん延防止に関すること。
- (3)保健医療福祉等の体制に関すること。
- (4)その他、保健所担当部長が必要と定めた事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる参加者で構成される。

- (1)市内医療機関の代表者
- (2)関係機関、関係団体の代表者
- (3)健康医療部保健所担当部長

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、令和7年(2025年)3月31日までとする。

(座長)

第5条 会議の円滑な進行のため、座長を置く。

- 2 座長は、健康医療部保健所担当部長とする。

(会議)

第6条 会議は市が招集し開催する。

- 2 必要に応じて、会議の構成員以外の者から意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は健康医療部保健対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、健康医療部保健所担当部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年(2023年)11月1日から施行する。